

構造耐力上主要な部分である床版又は屋根版にデッキプレート版を用いる場合における当該床版又は屋根版の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件

(制定)平成14年4月16日 国土交通省告示第326号

(改正)平成19年6月20日 国土交通省告示第606号

建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第80条の2第一号の規定に基づき、建築物の構造耐力上主要な部分である床版又は屋根版にデッキプレート版(平板状若しくは波板状の鋼板その他これに類する成形を行ったもの又は当該鋼板にコンクリートを打込んで鋼板とコンクリートが一体化した板状のもの(有効なコンクリートの定着のための措置を行ったものに限る。))。以下同じ。)を用いた構造方法に関する安全上必要な技術的基準を第1から第3までに定め、及び同令第36条第一項の規定に基づき、安全上必要な技術的基準のうち耐久性等関係規定を第四に、同条第2項第一号の規定に基づき、同令第81条第2項第一号イに掲げる保有水平耐力計算によって安全性を確かめる場合に適用を除外することができる技術的基準を第5にそれぞれ指定する。

第1 床版又は屋根版

構造耐力上主要な部分である床版又は屋根版に用いるデッキプレート版は、次に定めるところによらなければならない。ただし、建築基準法施行令(以下「令」という。)第82条各号に定めるところによる構造計算によって安全性が確かめられた場合は、第二号ロ及びホ並びに第三号(イ及びハ(1)を除く。)の規定を除き、適用しない。

一 デッキプレート版に用いる鋼板(以下単に「鋼板」という。)にコンクリートを打込み、当該鋼板とコンクリートとを一体化すること。

二 鋼板は、次に定めるところによること。

イ 構造用鋼材を用いること。

ロ 折れ、ゆがみ、欠け等による耐力上の欠点のないものとする。

ハ 鋼板の形状及び寸法が次に定めるところによること。

(1) 日本工業規格(以下「JIS」という。)G3352(デッキプレート) 2003に適合する形状とすること。

(2) 厚さは、1.2ミリメートル以上とすること。

(3) 高さは、50ミリメートル以上とすること。

(4) みぞ下寸法は、38ミリメートル以上とすること。

(5) みぞ上寸法は、58ミリメートル以上とすること。

(6) 単位幅は、205ミリメートル以下とすること。

(7) みぞの方向の有効長さは、1.8メートル以下とすること。

ニ 鋼板の上フランジに、径 6 ミリメートル以上の鉄筋をみぞの方向と垂直に溶接すること。この場合において、鉄筋相互の間隔を 30 センチメートル以下とすること。ただし、鋼板の立体的な加工、頭付きスタッドの設置その他これに類する有効なコンクリートの定着のための措置を行った場合は、この限りでない。

ホ 鋼板を並べて配置する場合は、溶接その他の方法により鋼板相互を緊結すること、又は鋼板相互が構造耐力上支障となるずれ等の生ずるおそれのない嵌合若しくはかしめその他の接合方法により接合すること。ただし、鋼板に打込むコンクリート及びコンクリート内部の鉄筋若しくは溶接金網又は頭付きスタッド等を介して存在応力を相互に伝えることができる場合は、この限りでない。

三 鋼板に打込むコンクリートは、令第 72 条及び令第 74 条から令第 76 条までの規定を準用するほか、次に定めるところによること。この場合において、令第 72 条第二号の規定中「鉄筋相互間及び鉄筋とせき板」とあるのは、「鉄筋、溶接金網又は頭付きスタッド等(以下この号において「鉄筋等」という。)相互間並びに鉄筋等とせき板及び鋼板」と読み替えるものとする。

イ コンクリートの厚さ(コンクリートの表面から鋼板の上面までの距離をいう。)は、5 センチメートル以上とすること。

ロ はり等の横架材を介してデッキプレート版を連続して設けることにより鋼板に打込んだコンクリートにひび割れを生じさせる引張り応力が生ずる場合その他のこれに類する構造耐力上の支障となるコンクリートのひび割れを生ずるおそれのある場合にあっては、溶接金網の設置その他これらに類する有効なひび割れ防止のための措置を講ずること。

ハ コンクリートの内部に鉄筋を設ける場合にあっては、次に定めるところによること。

(1) 構造耐力上主要な鉄筋の継手及び定着については、令第 73 条の規定を準用すること。

(2) 鋼板に接する部分以外の部分のコンクリートの鉄筋に対するかぶり厚さについては、令第 79 条の規定を準用すること。

## 第 2 接合

構造耐力上主要な部分に使用するデッキプレート版の接合は、周囲のはり等に存在応力を伝えることができるものとするほか、当該デッキプレート版と接合する部材の種類に応じてそれぞれ次に定めるところによること。

一 鉄骨その他の鋼材との接合 次に定めるところによらなければならない。

イ 鋼板の端部において接合すること。ただし、令第 82 条各号に定めるところによる構造計算によって安全性が確かめられた場合は、この限りでない。

ロ 鋼板に設けたみぞの方向に垂直な方向の端部において接合する場合にあっては、当該鋼板の各みぞの下フランジにおいて接合しなければならない。

ハ 次の(1)から(5)までに掲げるいずれかに定めるところによること。

(1) ボルト接合又は高力ボルト接合で、その相互間の中心間距離を 60 センチメートル

以下とし、令第 68 条の規定を準用すること。

(2) 溶接接合で、溶接部の長さを 5 センチメートル以上としたもの、鋼板に設けた各みぞの下フランジをみぞの方向に垂直な方向の全長にわたり溶接したもの又は鋼板に設けた各みぞの下フランジをみぞの方向に垂直な方向の両端から均等に溶接して、その合計した長さを 5 センチメートル以上としたもので、断続的に溶接する場合は、間隔を 60 センチメートル以下とすること。

(3) 径 3.7 ミリメートル以上の打込み鉋による接合で、次に該当すること。

(i) 鋼板の厚さを 1.6 ミリメートル以下とすること。

(ii) 鋼板を垂直に、かつ、打込み鉋の先端が十分に鉄骨その他の鋼材の部分に埋まるように打抜くことによって部材相互を緊結すること。

(iii) 打込み鉋相互間の中心距離を当該打込み鉋の径の 3 倍かつ 15 ミリメートル以上とし、60 センチメートル以下とすること。

(iv) 打込み鉋の縁端距離(当該打込み鉋の中心軸から接合する鋼材等の縁端部までの距離のうち最短のものをいう。)を次に掲げる鋼材の部位に応じ、それぞれ(イ)及び(ロ)に定める長さの数値とすること(端抜けのおそれのない部分に用いるものを除く。)

(イ) デッキプレート版のうち鋼板の部分 25 ミリメートル以上

(ロ) 鉄骨その他の鋼材の部分 15 ミリメートル以上

(4) 焼抜き栓溶接による接合で、次に該当すること。

(i) 鋼板の厚さを 1.6 ミリメートル以下とすること。

(ii) 溶接部に割れ、内部欠陥等の構造耐力上支障のある欠陥のないこと。

(iii) 溶接部周辺における鋼板と鉄骨その他の鋼材との隙間を 2 ミリメートル以下とすること。

(iv) 溶接部の直径を 18 ミリメートル以上とすること。

(v) 溶接部相互間の中心距離を 60 センチメートル以下とすること。

(vi) 溶接部(端抜けのおそれのない部分を除く。)の縁端距離(当該溶接部の中心から接合する鋼材等の縁端部までの距離のうち最短のものをいう。)を 20 ミリメートル以上とすること。

(vii) 焼き切れ及び余盛不足のないものとする。

(5) 鋼板に打込むコンクリート及び鉄骨その他の鋼材の部分に溶接した頭付きスタッド等を介して、(1)から(4)に定めるところによる接合と同等以上に存在応力を相互に伝えることができるものとする。

二 鋼板に打込んだコンクリート以外のコンクリートとの接合 埋込み長さが 3 センチメートル(鋼板のみぞの方向に平行な方向の端部にあつては、1 センチメートル)以上の鋼板の埋込みによる接合としなければならない。ただし、鋼板に打込むコンクリート及びコンクリートの内部の鉄筋若しくは溶接金網又は頭付きスタッド等を介して存在応力を相互に伝えることができる場合は、この限りでない。

### 第3 防錆措置等

一 構造耐力上主要な部分に用いるデッキプレート版の鋼板(厚さ 2.3 ミリメートル未満のものに限る。)の表面仕上げは、JIS G3302(溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯) 1998 に規定するめっきの付着量表示記号 Z27 その他これに類する有効なさび止めのための措置を講じたものとする。ただし、次に掲げる場合にあっては、この限りでない。

イ 鋼板を JIS G3125(高耐候性圧延鋼材) 1987 に適合する鋼帯その他これに類する腐食に耐える性質を有するものとする場合

ロ 鋼板を屋外に面する部分及び湿潤状態となるおそれのある部分以外の部分に使用する場合

二 構造耐力上主要な部分に使用する鋼板のうち当該鋼板以外の材料との接触により鋼板が構造耐力上支障のある腐食を生じやすい場合には、鋼板と鋼板以外の材料との間にゴムシートを使用した絶縁その他これに類する有効な防食措置を講じなければならない。

三 構造耐力上主要な部分に使用する鋼板の接合に使用するボルト等の材料にあっては、鋼板の防錆上支障のないものとしなければならない。

### 第4 耐久性等関係規定の指定

令第36条第1項に規定する耐久性等関係規定として、第一第二号ロ及び第三号(イ及びハ(1)を除く。)並びに第3に定める安全上必要な技術的基準を耐久性等関係規定として指定する。

### 第5 令第36条第2項第一号の規定に基づく技術的基準の指定

令第36条第2項第一号の規定に基づき、令第81条第2項第一号イに規定する保有水平耐力計算によって安全性を確かめる場合に適用を除外することができる技術的基準として、第1第一号、第二号イ、ハ及びニ並びに第三号イ及びハ(1)並びに第2第一号イ及びハ(1)(令第68条第4項の規定の準用に係る部分に限る。)に定める技術的基準を指定する。

H14 告 326 号:平成 19 年 9 月 4 日 国土交通省 告示・通達データベースシステムより抜粋  
[http://www.ktr.mlit.go.jp/notice/koj\\_search.html](http://www.ktr.mlit.go.jp/notice/koj_search.html)

H19 年告 606 号:ビルディングレター(日本建築センター編集・発行)より抜粋

H19.9.25 当社にて加工